

がけ地近接等危険住宅移転事業

～安全な場所での生活を考えてみませんか？～

対象者

次のような区域に指定される前から建てられている住宅（危険住宅）に居住されている方で、当該危険住宅を除却し、安全な場所に移転される方が対象です。

- ・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）
（基礎調査が完了し、レッドゾーンに指定される見込みのある区域を含む）
- ・急傾斜地崩壊危険区域
- ・高さ5m以上の上がけ、高さ2m以上の下がけから30度以内の区域
- ・移転勧告、避難勧告を受けた住宅
- ・過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域

支援内容

（国の補助制度）

①危険住宅の撤去にかかる費用

限度額 木造：31,000円×延べ床面積

非木造：44,000円×延べ床面積

②引越等に係る費用

限度額 97万5千円

③危険住宅に代わる住宅の建設や購入及び改修のために金融機関等から借入れた場合の利息に相当する金額

限度額 731万8千円/戸

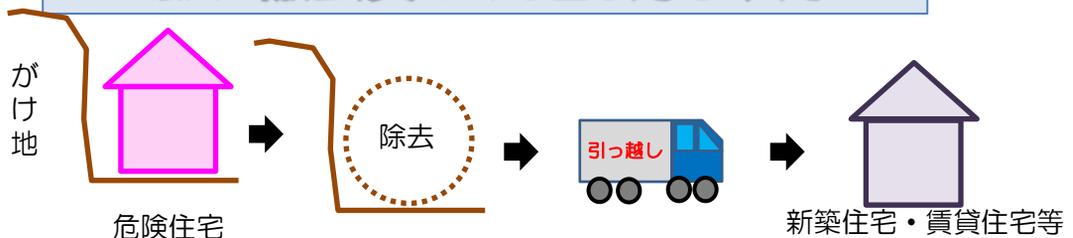
（建物465万円/戸 土地206万円/戸 敷地造成60万8千円）

（市独自の補助制度）

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）からの移転で、移転先が市内の場合には、国の補助制度に加えて最大200万円の上乗せ補助があります。

- ・家財処分や引っ越し費用、住宅の設計費、建築費、購入費のほか、賃貸住宅の敷金、礼金、家賃（1年分）等に活用可能。

最大 撤去費+1029万3千円



問合せ先

都市部住宅課：082-420-0946